

5 経営第 3125 号
令和 6 年 3 月 28 日

各地方農政局経営・事業支援部長
内閣府沖縄総合事務局農林水産部長
北海道農政部長 } 殿

(農林水産省) 経営局農地政策課長

営農型太陽光発電設備の設置についての農地法第 3 条第 1 項の許可の
取扱いについて

農地法施行規則の一部を改正する省令(令和 6 年農林水産省令第 9 号)の施行に伴い、「営農型太陽光発電に係る農地転用許可制度上の取扱いに関するガイドライン」の制定について(令和 6 年 3 月 25 日付け 5 農振第 2825 号農村振興局長通知)が施行されたところであるが、農地法施行規則(昭和 27 年農林省令第 79 号)第 30 条第 2 項本文に規定する営農型太陽光発電設備の設置者と営農者が異なる場合に必要となる民法(明治 29 年法律第 89 号)第 269 条の 2 第 1 項の地上権又はこれと内容を同じくするその他の権利を設定するための農地法(昭和 27 年法律第 229 号)第 3 条第 1 項の許可の取扱いについては、次の各通知によるほか、下記のとおりとするので、御了知願いたい。また、貴職から貴局管内県に対して通知するとともに、管内市町村に通知するよう依頼願いたい。

- 農地法関係事務に係る処理基準について(平成 12 年 6 月 1 日付け 12 構改 B 第 404 号農林水産事務次官通知)
- 農地法関係事務処理要領の制定について(平成 21 年 12 月 11 日付け 21 経営第 4608 号・21 農振第 1599 号経営局長・農村振興局長通知)

なお、本通知の施行に伴い、「営農型発電設備の設置についての農地法第 3 条第 1 項の許可の取扱いについて」(平成 30 年 6 月 28 日付け 30 経営第 823 号経営局農地政策課長通知)は廃止する。

記

- 1 営農型太陽光発電設備(農地法施行規則(昭和 27 年農林省令第 79 号)第 30 条第 2 項本文に規定する「営農型太陽光発電設備」をいう。以下同じ。)の設置者(「営農型太陽光発電に係る農地転用許可制度上の取扱いに関するガイドライン」の制定について(令和 6 年 3 月 25 日付け 5 農振第 2825 号農村振興局長通知)の(別添)「営農型

太陽光発電に係る農地転用許可制度上の取扱いに関するガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）2(1)エの「設置者」をいう。以下同じ。）と営農者（ガイドライン4(2)の「営農者」をいう。）が異なる場合、農地法（昭和27年法律第229号。以下「法」という。）第5条第1項の許可（以下「5条許可」という。）の申請者に対して、5条許可に係る申請と、民法（明治29年法律第89号）第269条の2第1項の地上権又はこれと内容を同じくするその他の権利（以下「区分地上権等」という。）を設定するための法第3条第1項の許可（以下「3条許可」という。）に係る申請（営農型太陽光発電設備設置後、設置者が区分地上権等を第三者に移転又は第三者に新たに設定する場合の3条許可を含む。）を同時に行うことを指導すること。

2 農業委員会は、1の指導に当たっては、申請者に対して、3条許可申請書の添付書類は、5条許可申請書の写し（営農型太陽光発電設備設置後、設置者が区分地上権等を第三者に移転する場合又は第三者に新たに設定する場合にあつては、事業計画変更承認申請書（「農地法関係事務処理要領の制定について」（平成21年12月11日付け21経営第4608号・21農振第1599号経営局長・農村振興局長通知）別紙1の第4の6の(3)のエの(イ)のaの事業計画変更申請書）、ガイドライン別記様式例第9号に基づく報告書又は5条許可申請書の写し）をもって代えることができることを連絡すること。

3 農業委員会は、5条許可申請書の記載事項等につき、法第5条第3項において準用する法第4条第3項の規定に基づく意見書を作成する際に、併せて、「農地法関係事務に係る処理基準について」（平成12年6月1日付け12構改B第404号農林水産事務次官通知）別紙1の第3の2の(1)の観点から、3条許可の可否について判断すること。

4 農業委員会は、区分地上権等を設定する期間を、5条許可申請における一時転用期間と同じ期間とするよう、申請者に対して指導すること。

また、農業委員会は、原則として、本件に係る5条許可と同日付で3条許可を行うこと。